

## 第2回 43市町村首長会議 議事概要

日 時：平成25年2月24日（日） 16：00～16：30

場 所：大阪会館 1階 Aホール

出席者：名簿のとおり

### 【議事概要】

#### 1. 議題

##### （1）企業団と大阪市との水道事業統合（素案）について

議 長：大阪広域水道企業団 企業長の竹山でございます。本日は、休日にもかかわりませ  
ず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、会議に入らせていただきます。今月18日に開  
催を致しました「第4回水道事業統合検討委員会」では、「全市町村で統合メリットを  
共有するための具体的な手法」や「大阪市工業用水道事業の経営健全化策」など、整  
理が出来ていなかった事項について議論をするとともに、「企業団と大阪市との統合素  
案」について、検討委員会としての考えをまとめたところです。本日は、事務局から  
「統合メリットの共有手法」等について説明をさせていただいた後に、「企業団と大阪  
市との統合素案」について、ご議論をいただきたいと存じます。

皆様方におかれましては、活発にご議論いただき、本会議が意義あるものとなりま  
すよう、ご協力をよろしくお願い致します。

次に、ご報告でございますが、1月25日の42市町村の首長会議でご確認をいた  
だきました「企業団と統合する際の条件」である「資産」、「技能職員」、「外郭団体」及  
び「処分後の土地の利活用」の4つの条件につきましては、今月18日の検討委員会で、  
橋下市長にもご確認をいただきましたので、よろしくお願い致します。

それでは、お手元にお配りいたしております次第に従いまして、会議を進行させて  
いただきたいと存じますが、まずは事務局より、本日配布されております資料の説明  
を求めたいと思います。事務局、よろしくお願い致します。

事 務 局：企業団と大阪市水道局との事業統合（素案）について説明させていただきます。

それでは、資料1「企業団と大阪市との水道事業統合（素案）の概要」をご覧ください。  
「1. 施設配置・人員削減等の検討」及び「2. 経営シミュレーション」の2点  
につきましては、昨年8月の「第2回検討委員会」、「43市町村の首長会議」で説  
明した内容と変わっておりませんので、本日は、説明を省略させていただきます。概  
要として、企業団、大阪市全体で1日当たり156万トンをダウンサイジングすること、  
及び「中間報告(案)」の会計分離のパターンを採用することを前提に、「3. 統合メ  
リットの整理」をご覧ください。

「3. 統合メリットの整理」については、定量的なメリットとして、用水供給事業

では18年間で4億円のコスト削減効果が、大阪市域水道事業では18年間で221億円のコスト削減効果が発現いたします。大阪市域水道事業で発現する統合メリットの221億円については、43市町村で共有することが、昨年8月に開催された43市町村の首長会議で確認されており、このメリットを共有するための手法については、後ほど「4 統合メリットの共有手法」のところで、説明いたします。定性的なメリットとしては、ダウンサイジングによる効率化のほか、記載のような府域水道事業の広域化に資する複数のメリットがございます。

次に、整理ができていなかった事項の1点目である「統合メリットの共有手法」についてでございます。別紙1をご覧ください。手法としては、「①積立金」又は「②基金」の2種類が考えられます。「①積立金」は、企業団内の大阪市域水道事業会計において、毎年の利益処分により積み立てていくというもの、「②基金」は、基金条例を制定することで、企業団内の大阪市域水道事業会計とは別の基金会計へ積み立てていくというものでございます。「①積立金」、「②基金」のいずれを採用するにしても、広域化促進や統合促進を図るための財源として活用するという目的は同じであり、今後、詳細な制度設計を行っていく必要がございます。なお、2月6日の全体調整会議では、「221億円全額を共有額とする」という意見でまとまっております。表の下の※でその旨を記載しております。また、18日の第4回検討委員会においても、共有額は全額とすることが確認されております。なお、同検討委員会では、積立金等の使途について、橋下市長から「単に広域化というだけではなく、企業団に統合しようとする団体が使用するのならわかる。使い方について考えてもらいたい。」とのご意見がございました。このため、積立金等の使途については、市町村が、企業団との統合に向けて行う施設整備費用に活用するなど、統合や府域一水道に向けてのインセンティブとすることを検討の方向性として、次回の43市町村の首長会議に向け、とりまとめていきたいと考えております。

資料1に戻っていただきまして、「5. 資産・職員等」についてでございます。「資産の承継等」では、資産、資本、負債を含めて全て企業団が無償で継承すること、水道事業で使用しない土地の売却については、企業団が行い、売却益は企業団の収入といたしますが、跡地利用に係る計画立案のイニシアティブについては、大阪市が持つ、といたしております。また、「職員の承継」につきましても、統合時は技能職員を除く大阪市水道局職員は企業団に身分移管するか、大阪市からの派遣とするか、のいずれかとなります。さらに、「給与、手当、各種勤務条件」につきましても、基本的に企業団の制度を適用することといたします。

次に「6. 大阪市水道局のスリム化」についてでございますが、平成24年度現在、約1700人の大阪市水道局の職員を、外郭団体の活用等によって、平成27年度までに職員数を900人台に削減する計画でございます。なお、企業団は技能職員を持たないこととしておりますので、大阪市水道局の技能職員は、大阪水道総合サービスへ移管していただくこととなります。

未整理であった事項の2点目でございますが、別紙2をご覧ください。技能職員が

従事する業務の委託手法につきましては、「技能職員の非公務員化に当たり、職員からの同意を得るためには、一定の雇用の確保が必要である」として、大阪市長から、技能職員の移管先である大阪水道総合サービスと随意契約したい旨のご提案がございましたので、「随意契約」や「プロポーザル方式」など検討を行いました。最終的に「地方自治法上の事務委託」によって、技能職員の業務については、企業団から大阪市に委託するという事で、検討委員会でも意見がまとまりました。内容でございますが、大阪市内における水道事業の一部業務を、企業団から大阪市に対し10年を限度として事務を委託するというものでございます。本案のメリットは、事務委託の制度を活用することにより、技能職員の合理化（非公務員化）を実現するための経過期間を確保できることや、外郭団体や技能職員の取扱等について、大阪市トータルで合理化を推進できるということでございます。

次に、資料1「7. 大阪市水道局の有収率の向上」についてでございます。平成23年度現在87.9%の有収率を、概ね10年から15年程度で94%まで引き上げることを目標とし、その対策として、管路整備の継続的な推進や漏水調査の拡大等を実施していくものでございます。

次に「8. 大阪市工業用水道事業」につきましては、企業団に統合し、一体的に事業運営してまいります。当面、会計は分離することといたしました。別紙3をご覧ください。未整理事項の3点目でありました、大阪市工業用水道事業の経営健全化策の内容につきましては、資料の下半分に2つの「・」で記載のとおり、1点目として、浄水処理機能の一元化により発生する未利用地を売却することで累積赤字を解消すること、2点目として、将来の単年度赤字を解消するために平成37年度に料金改定を実施するという2点を、経営健全化策として検討委員会で確認しております。

続きまして、資料1の「9. 重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み」についてでございます。別紙4をご覧ください。これにつきましては、4点目の未整理事項でございますが、会計統合・市町村水道料金の改定といったような重要事項を統合後の企業団で意思決定する場合、当該市町村長の意向が、首長会議において、一定程度尊重される仕組みを検討したものでございます。内容といたしましては、「①首長会議の議事のうち、末端給水事業における会計統合や水道料金改定等の重要事項については、当該市町村長を含む過半数で承認するが、当該市町村長の賛成が無ければ承認されない。」こととすること。「②当該市町村長の賛成が得られず承認されなかった場合、再議に付すことができる。この場合は「出席者の3分の2の賛成で承認すること」とするものでございます。想定される事例でございますが、市町村の水道事業を企業団に統合した後、当該地域の水道料金の改定を行う場合、当該市町村長の承認が無ければ企業団議会へ提案できないということを原則といたします。しかしながら、当該地域の水道事業を健全経営していくためには、料金改定がどうしても必要といった場合が起こり得ます。このような場合には、再議で出席者の3分の2の承認をいただいた後、企業団議会に提案する、というようなケースでございます。なお、「自己水源の取扱い」につきましては、統合の際、市町村のご意見を尊重し、十分協

議した上で決定するものでございまして、この仕組み以前のものと考えております。

資料1に戻っていただきまして、「10. 企業団議会」についてでございます。本日、この統合素案をご承認いただきましたら、現行の定数（30名）から増加し、適正な議会規模となるよう、定数や配分について、企業団議会、市議会議長会、町村議会議長会で協議・調整をいただく予定でございます。

最後に「11. 今後のスケジュール」につきましては、本日の43市町村の首長会議において統合素案をご確認いただきましたら、今後、各市町村の議会に検討状況をご報告いただき、並行して、企業団議会の議員定数、配分についての協議を進めていく予定でございます。4月以降、第5回検討委員会、43市町村の首長会議を開催し、議員定数、配分のほか、規約案、規約提案時期についてご協議をいただき、5、6月以降の市町村議会において規約案を提案できるよう進めていきたいと考えております。

なお、資料2は、2月5日に開催しました企業団の議員全員協議会において、企業団議会議員からいただいた主な意見でございます。内容といたしましては、「技能職員が従事する業務の委託手法について、「随意契約」を安易に進めていくべきではない。法令を厳格に適用して検討すべき。」というご意見、また、「規約案の議会への提案時期について、主体となるところが先に議決を得てから、その他の団体が議決を得るといような進め方を含めて、しっかり検討いただきたい。」など、多数のご意見をいただきました。

これら議会からのご意見も含めまして、本日の会議では、大阪市水道局全体との統合について、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

## ① 統合する際の条件について

議長： それでは、1番目の案件である「統合メリットの共有手法」につきまして、審議に入ります。

今月18日に開催しました「第4回水道事業統合検討委員会」におきましては、

- ・ 「統合メリットの共有手法」は、別紙1のとおりとする
- ・ 共有額は、大阪市域水道事業に発現する約221億円の統合メリット全額とする
- ・ ただし、用途については、今後、事務局で検討する

との3点を確認したところでございます。

なお、先程、事務局から説明がありましており、用途につきましては、統合や府域一水道に向けてのインセンティブとするため、企業団との統合に関して行う施設整備費用等に活用する方向で検討を進め、次回の43市町村の首長会議までに整理をしたいと思っております。

それでは、検討委員会での結果も含めまして、「統合メリットの共有手法」について、ご意見、ご質問等はございませんか。橋下市長よろしいでしょうか。

<異議なし>

議長： それでは、「統合メリットの共有手法」につきましては別紙1のとおり「積立金等」の手法を採用することとし、メリットの共有額については全額とする、ただし、使途については次回の首長会議までに整理することで、よろしいですか。

<異議なし>

議長： ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました内容のとおりとさせていただきます。

## ② 技能職員が従事する業務の委託手法について

議長： 続きまして、2番目の案件である「技能職員が従事する業務の委託手法」についての審議に入ります。

本件につきまして、第4回検討委員会では別紙2のとおりとすることを確認しておりますが、検討委員会での結果も含めまして、「技能職員が従事する業務の委託手法」について、ご意見、ご質問等はありませんか。

<異議なし>

議長： それでは、「技能職員が従事する業務の委託手法」につきましては、別紙2のとおりとすることで、よろしいですか。

<異議なし>

議長： ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました内容のとおりとさせていただきます。

## ③ 大阪市工業用水道事業の健全経営化策について

議長： 続きまして、3番目の案件である「大阪市工業用水道事業の経営健全化策」につきまして、審議に入ります。

本件につきまして、第4回検討委員会では別紙3のとおりとすることを確認しておりますが、検討委員会での結果も含めまして、「大阪市工業用水道事業の経営健全化策」について、ご意見、ご質問等はありませんか。

<異議なし>

議長： それでは、「大阪市工業用水道事業の経営健全化策」につきましては、別紙3のとおりとし、大阪市工業用水道事業については企業団と統合し、一体的に事業を運営するというので、よろしいですか。

<異議なし>

議長： ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました内容のとおりとさせていただきます。

#### ④ 重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み

議長： 続きまして、4番目の案件である「重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み」につきまして、審議に入ります。

本件につきまして、第4回検討委員会では別紙4のとおりとすることを確認しておりますが、検討委員会での結果も含めまして、「重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み」について、ご意見、ご質問等はございませんか。

<異議なし>

議長： それでは、「重要事項の意思決定に関する意見反映の仕組み」につきましては、別紙4のとおりとすることで、よろしいですか。

<異議なし>

議長： ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました内容のとおりとさせていただきます。

#### ⑤ まとめ

議長： 最後に皆様方に確認をさせていただきたいと存じます。企業団と大阪市との水道事業統合につきまして、お配りしております統合素案のとおり、大阪市水道局全体と統合することによろしいですか。

<異議なし>

議長： ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました内容のとおりとさせていただきます。

本日の審議案件は以上でございますが、4月以降に開催を予定している43市町村の首長会議では、

- ・ メリットの共有額の用途について
- ・ 企業団議会議員の定数・配分について
- ・ 庁舎の位置などを定める企業団規約改正案の内容について
- ・ 規約改正案を市町村議会に提案する時期について

これら4点についてご議論をいただく予定にしております。

本日の会議と同じく、会議が意義あるものとなりますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

それでは、第2回43市町村の首長会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。